

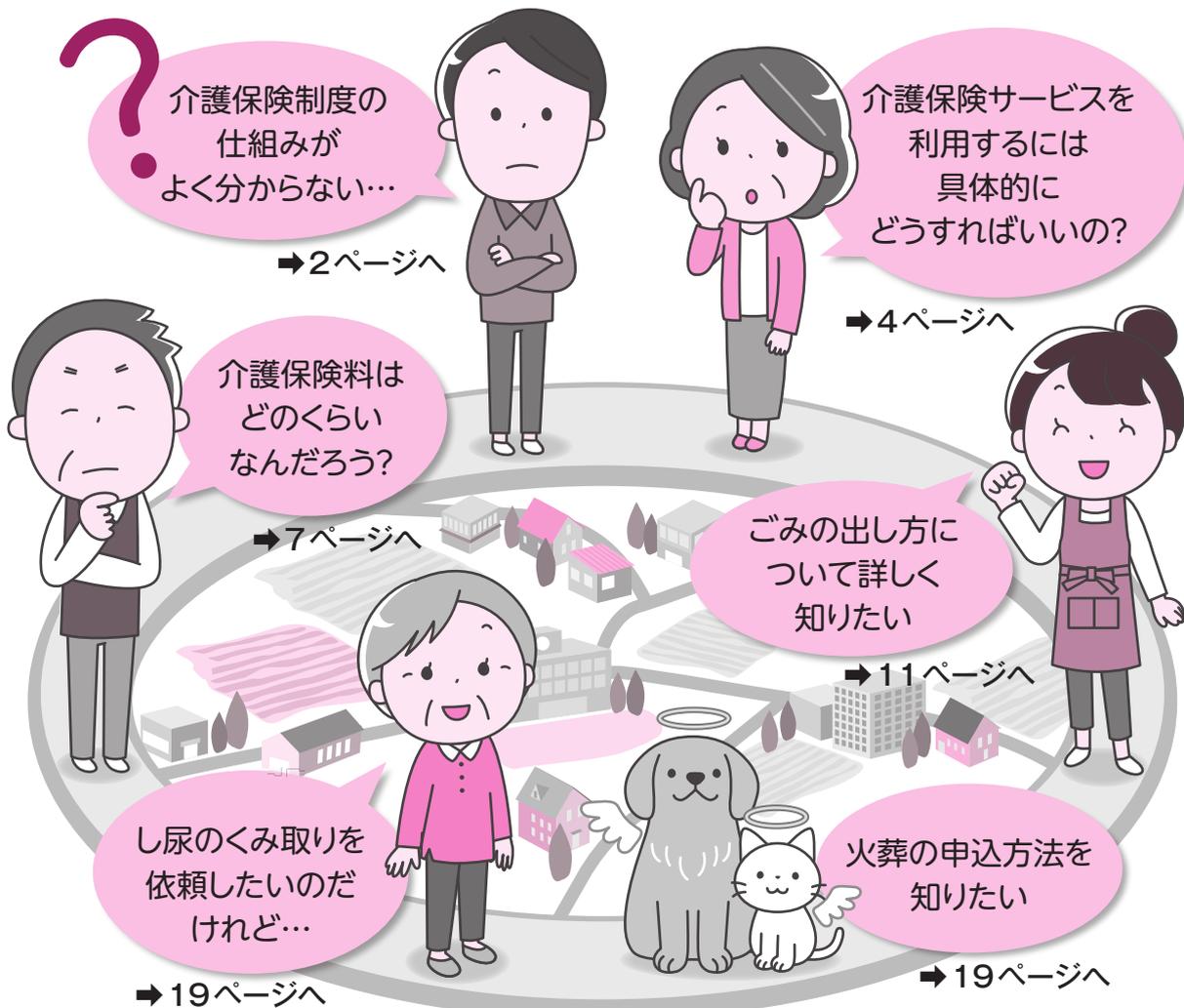
くらしの情報

こんにちは、一関地区広域行政組合です。

一関市と平泉町は、「介護保険」「ごみ・し尿処理」「火葬場の運営」を共同で行うために一関地区広域行政組合を設置しています。

「介護のことが気になりはじめた」、「このごみはどうやって処分すればいいの」というときはありませんか？

この広報紙は、このようなときに役立つ情報を掲載しています。



その他、各施設の問い合わせ先、組合ホームページの案内は、20ページをご覧ください。

介護保険 P2~10

ごみ処理 P11~17

リサイクル品 P18

し尿処理 P19

火葬 P19

お問い合わせ先 P20

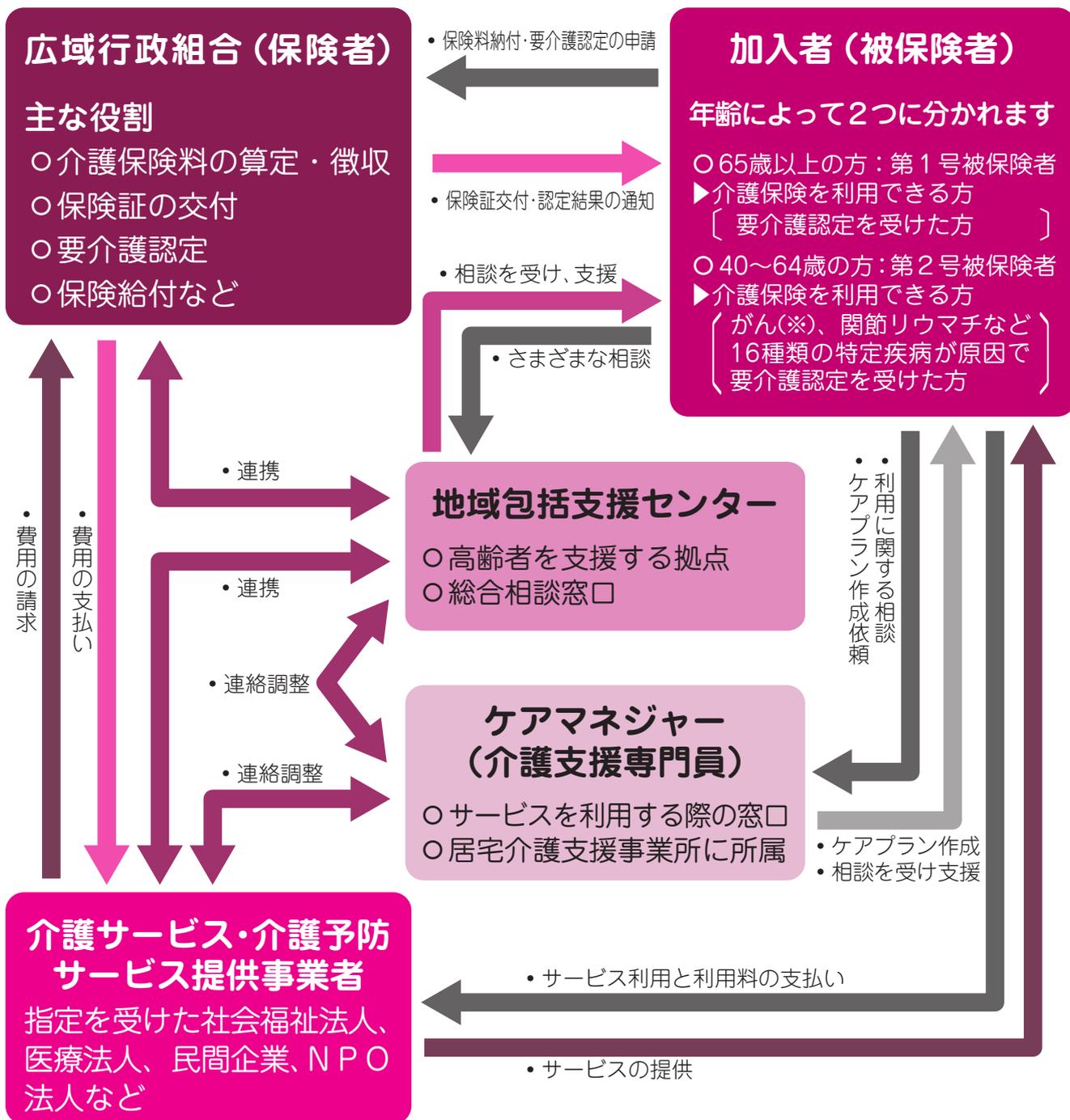
住み慣れた地域で、健康で元気に暮らしていきたい。

普段の生活に気を付けていても、「家族が、自分が、介護が必要になったらどうしよう」と心配になります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

一関地区広域行政組合では、介護が必要になっても、介護の度合いに応じて自立した生活を送ることができるよう、さまざまなサービスを行っています。

介護保険制度の仕組み



※がん：医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

地域包括支援センターにご相談ください。

一関地区広域行政組合では、高齢者の介護や保健福祉に関する相談窓口として、地域包括支援センターを一関市・平泉町内に7か所設置しております。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった保健福祉に関する資格を持った職員が、関係機関と連携しながら高齢者やその家族の支援を行っています。



○指定介護予防支援事業所として、要支援1・2の方や事業対象者に対してケアマネジメントを実施し、介護保険サービスの利用調整を行います。

○その他

- ・ご要望に応じて、各地域の集会所などで権利擁護、介護予防、認知症に関する講話を行います。
- ・もの忘れが気になる、家族の様子心配などの認知症に関する相談に応じます。「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、対応しています。

➡詳細は9ページへ

令和3年4月から地域包括支援センターの名称を統一します。

新しい名称は、下記のとおりです。業務内容に変更はありません。

| 市町 | 担当地域 | 新名称（令和3年4月から） | 電話番号 | 旧名称 |
|-----|-----------------------|---|---------|--------------------------------------|
| | | 所在地 | | |
| 一関市 | 一関地域 (一関・真滝・舞川・弥栄) | さくらまち地域包括支援センター ★ 三関字桜町36-3 サン・アビリティーズ一関内 | 48-3180 | 高齢者総合相談センター さくらまち (地域包括支援センター) |
| | 一関地域 (山目・中里・巖美・萩荘) | 一関西部地域包括支援センター ★☆ 竹山町7-2 一関市役所内 | 21-8618 | (変更なし) |
| | 花泉地域 | はないずみ地域包括支援センター 花泉町涌津字一ノ町29 一関市役所花泉支所内 | 36-3021 | 高齢者総合相談センター はないずみ (地域包括支援センター) |
| | 大東・東山 地域 | しぶたみ地域包括支援センター 大東町渋民字大洞地55-8 大東保健センター内 | 71-0053 | 高齢者総合相談センター しぶたみ (地域包括支援センター) |
| | 千厩・室根・川崎地域 | 一関東部地域包括支援センター ★☆ 千厩町千厩字北方174 一関市役所千厩支所内 | 51-3040 | (変更なし) |
| | 藤沢地域 | ふじさわ地域包括支援センター 藤沢町藤沢字町裏52-2 老健ふじさわ内 | 63-3181 | 高齢者総合相談センター ふじさわ (地域包括支援センター) |
| 平泉町 | 全 域 | ひらいずみ地域包括支援センター 平泉字志羅山8-8 | 34-4601 | 高齢者総合相談センター ひらいずみ (地域包括支援センター) |

★認知症地域支援推進員が配置されています。

☆認知症初期集中支援チームが設置されています。

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。

介護の度合いに応じたサービスを利用するためには、要介護または要支援の認定が必要です。認定申請から認定までの流れは、次のとおりです。

① 要介護認定の申請

ご本人のほか、ご家族も申請することができます。

| 申請窓口 | | |
|------|--------|---------|
| 一関市 | 長寿社会課 | 21-8370 |
| | 花泉支所 | 82-2215 |
| | 大東支所 | 72-4077 |
| | 千厩支所 | 53-3955 |
| | 東山支所 | 47-4530 |
| | 室根支所 | 64-3805 |
| | 川崎支所 | 43-2115 |
| | 藤沢支所 | 63-5304 |
| 平泉町 | 保健センター | 46-5571 |



次の場所では、申請の代行を依頼することができます。

地域包括支援センター（連絡先は、3ページの一覧をご覧ください。）

居宅介護支援事業所

介護保険施設

（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）

申請に必要なもの

- 申請書（上記の申請窓口にあります。）
申請の際には、主治医の氏名、医療機関（病院）の名称・所在地・電話番号の記入が必要です。かかりつけの医療機関に確認しておきましょう。
- 介護保険被保険者証
- マイナンバー（新規申請の場合のみ）
- 健康保険の被保険者証（40～64歳の方のみ）

② 認定調査

一関地区広域行政組合の介護認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や生活、家族、居住環境などの調査を行います。

訪問日は、申請受付後にご本人やご家族と電話で相談して決めます。事前の日時指定はできません。土日・祝日の調査は受付していません。

③ 判定

【一次判定】

調査の結果と主治医意見書（一関地区広域行政組合が取り寄せますので、ご本人が提出する必要はありません。病院の受診のみお願いします。）の項目をコンピュータに入力し判定します。

【二次判定】

一次判定の結果や主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家が審査し、要介護度（介護や支援が必要な度合い）が決定します。

④ 結果のお知らせ

認定申請の結果は、ご本人に郵送します。

⑤ ケアプラン等の作成

要介護度が決定したら、次の区分によりケアプラン（サービスを利用するための計画）を作成します。

●要介護1～5と認定された方

- 介護サービス(日常生活の手助けや施設に泊まるサービスなど)を利用できます。
- ・自宅で暮らしながらサービスを利用したい場合
居宅介護支援事業所などに依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。
 - ・介護保険施設に入所したい場合
介護保険施設に直接申し込みます。

●要支援1・2と認定された方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス（次ページ参照）を利用できます。
地域包括支援センターに相談し、ケアプランを作成してもらいます。

●非該当（自立）と認定された方

一般介護予防事業を利用できます。基本チェックリストで事業対象者になった場合は、加えて介護予防・生活支援サービスを利用できます。

⑥ サービスの利用

ケアプランに基づいて必要なサービスを利用した場合は、かかった費用の1～3割が自己負担となります。

⑦ 更新

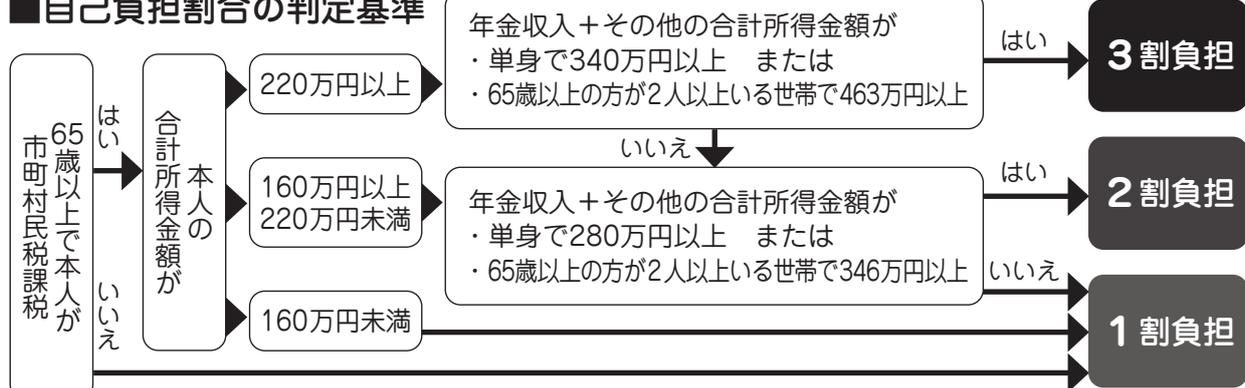
要介護認定には有効期間があり、認定者の状況に応じて、3～36カ月の期間が設定されます。

- ・引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間の満了日の60日前から更新の申請ができます。
- ・更新時期を迎える方には、有効期間の満了日のおおよそ2カ月前にお知らせを郵送いたします。
- ・心身の状況に変化があり、要介護度の見直しを希望する場合は、有効期間の途中でも申請をすることができます。（「区分変更申請」といいます。）
- ・更新申請も区分変更申請も①から④までの手続きで認定を行います。
- ・申請の際は、ご利用中のケアプラン作成先（居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・入所中の施設など）に、あらかじめご相談ください。

(①へもどる)

介護サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割が自己負担となります。

■自己負担割合の判定基準



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護予防・日常生活支援総合事業で 多様なニーズに応えます。

介護予防・生活支援サービスの内容は？

要支援1または2の方及び基本チェックリスト（※）により事業対象者となった方に生活支援などの多様なサービスを提供します。

基準を緩和した訪問型サービスA（ホームヘルプサービス）や通所型サービスA（デイサービス）、住民が主体となって提供する訪問型サービスBや通所型サービスB、保健、医療の専門職が行う短期集中の訪問型サービスCや通所型サービスC、移動支援などを行う訪問型サービスDなどがあります。

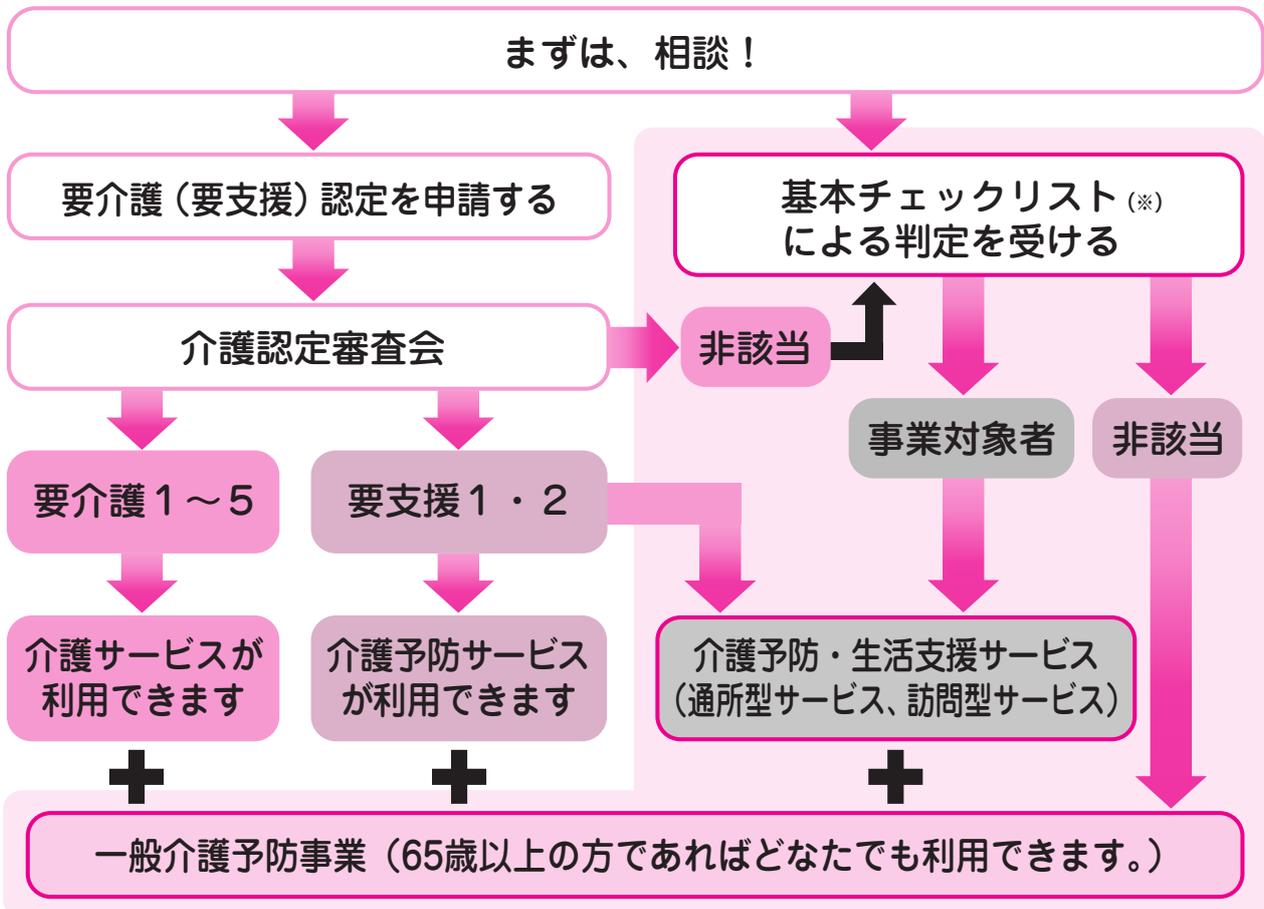
訪問型サービスはホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらうサービス、通所型サービスは施設などに通って受けるサービスです。



サービスを利用するためにはどうしたらいいの？

どんなサービスを利用したいのか、決まっている方もそうでない方も、まずは地域包括支援センターなどの窓口へ相談しましょう。

利用するまでのおおまかな流れは、以下のとおりです。



※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能を確認するための25項目からなる質問票で、家事などの動作や家庭や社会での生活に必要な機能を調べるものです。

介護保険制度は、皆さんの保険料で支えられています。

介護保険制度は皆さんに納めていただいている介護保険料と、国、県、一関市・平泉町の公費で支えられています。

65歳以上の方(第1号被保険者)

① 介護保険料決定の仕組み

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険サービスに必要な経費を基に基準額を定め、所得に応じた調整率を乗じて年額の介護保険料を算出します。

■第8期介護保険事業計画期間内(令和3年度～令和5年度)の基準月額の算定方法

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{令和3年度～令和5年度に必要な介護サービスの総費用の見込額} & \times & \text{65歳以上の方の負担割合(介護保険法で定められる割合) 23\%} & \div & \text{65歳以上の人口(令和3年度～令和5年度推計人口の合計)} & \div & \text{6,490円(月額)} \\ \hline \end{array}$$

▶ 介護給付費準備基金を取り崩し、上記の計算額から323円を減額しました。

$$6,490 \text{円} - \text{基金繰入 } 323 \text{円} = \text{基準月額 } 6,167 \text{円}$$

② 令和3年度年額介護保険料

年額介護保険料は、対象者の所得に応じて、基準額(基準月額6,167円×12カ月)に0.3から2.00までの調整率を乗じて算出します。(100円以下は50円以上を100円にし、それ以外は切り捨てます。)

| 区分 | 対象者 | 介護保険料の調整率 | 年額介護保険料(円) | |
|-------|----------------------------------|--|------------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | 基準額×0.30 | 22,200 | |
| | 高齢福祉年金受給者 | | | |
| 第2段階 | 本人とその世帯全員が市町村民税非課税 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 | 29,600 | |
| | | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方 | | |
| 第3段階 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方 | 基準額×0.70 | 51,800 | |
| 第4段階 | 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税 | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.90 | 66,600 |
| 第5段階 | 第4段階以外の方 | 基準額 | 74,000 | |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税 | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.20 | 88,800 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.30 | 96,200 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.50 | 111,000 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.60 | 118,400 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 基準額×1.75 | 129,500 |
| 第11段階 | 前年の合計所得金額が600万円以上の方 | 基準額×2.00 | 148,000 | |

※令和3年4月1日現在の保険料の予定額です。

※令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、市町村民税非課税世帯(所得段階第1～3段階)の方の介護保険料が軽減されています。

③ 保険料の納め方

納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の年額により2通りあります。

年金が年額 18 万円以上の方

【特別徴収】 保険料の年額を年6回に分けて、年金の支払い月（4・6・8・10・12・2月）に、年金から天引きになります。

特別徴収に該当する場合でも、一時的に納付書で納めていただく場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で保険料が増額になった。 | ➔ | 増額分を納付書で納めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で65歳になった。 ・年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。 ・年度途中で他の市町村から転入した。 ・年金が一時差し止めになった。 ・年度途中で保険料が減額になった。 | ➔ | おおよそ6カ月間は納付書で納めます。  |

年金が年額 18 万円未満の方

【普通徴収】 一関地区広域行政組合が送付する納付書で、金融機関で納めます。

口座振替で納めることもできます。（口座振替の開始は、通常、申込みの翌月からになります。）

- ◎口座振替の手続きは、金融機関の窓口で申込みを行ってください。
- ・介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ・取扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申込みます。

40～64歳の方（第2号被保険者）

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合、健保組合など）の算定方式により決まります。

○国民健康保険に加入している方

介護保険料は、国民健康保険の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

○職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）・賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険の保険料と合わせて給与・賞与から徴収されます。

介護保険料を納めないでいると・・・

災害などの特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のようになります。納め忘れのないように気を付けましょう。

| | |
|--------------|---|
| 1年以上滞納すると | 利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。 |
| 1年6カ月以上滞納すると | 利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。 |
| 2年以上滞納すると | 介護保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。 |

納付が難しいときはお早めにご相談ください！
 介護保険課 ☎31-3223

認知症になっても ともに安心して暮らせる地域に



認知症サポーターキャラバン
イメージマスコット「ロバ隊長」

認知症に関する正しい理解を広める

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気です。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人を含む地域のすべての高齢者にとってやさしい地域づくりを、住民と行政が協働して進めていくことが必要です。

認知症地域支援推進員

管内3カ所の地域包括支援センターと一関市長寿社会課に、認知症地域支援推進員を配置しています。推進員は、認知症の人やその家族への相談支援、認知症に関する正しい知識の普及、家族会や認知症カフェなどへの参加支援、関係機関との連携、支援体制の構築などを行います。

また、企業や団体、サロン、学校、イベントなどでご要望があれば認知症に関する講話を行います。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。講師は一定の研修を修了したキャラバンメイトが務めます。

認知症カフェ

誰でも気軽に参加でき、悩みを共有し、介護職員や認知症地域支援推進員などに相談ができる場所です。一関市・平泉町内の認知症カフェをまとめた「認知症カフェマップ」のリーフレットを、地域包括支援センター窓口などに設置しています。

認知症の人と家族の会

認知症の人とその家族、介護に携わる方などが気軽に悩みを打ち明けながら、息抜きできる集いの場です。現在、一関地域で1団体が活動中です。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、早期に関わり地域で自立した尊厳のある生活を送れるよう、管内2カ所の地域包括支援センターに『**認知症初期集中支援チーム**』を設置しています。地域包括支援センターの保健師、社会福祉士といった専門職と、認知症サポート医の研修を受けた医師がチームとなって支援します。

認知症に関する講話依頼や認知症カフェへの参加など、認知症の相談は、お住まいの地域の**地域包括支援センター**へお問い合わせください。

お問い合わせ先は**3ページ**をご覧ください。

「生活支援コーディネーター」とは？

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、困りごとの複雑化や多様化に伴い、調理や買い物、雪かき、見守り、移動支援など、日々の暮らしを支える様々な生活支援が求められています。

一関地区広域行政組合では、高齢になっても誰もが地域で安心して暮らせるよう、多様な主体（※）による支え合い活動などの生活支援体制づくりを目的に、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握や地域課題の収集、地域資源の発掘、地域における生活上の課題に関する話し合いへの参加・支援などを行っています。

多様な主体の参画により支え合う地域づくりを推進する、生活支援コーディネーターの活動内容をご紹介します。

※多様な主体：住民やボランティア、事業者、法人など

主な業務

①支え合い活動の支援・情報提供

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みをつくるため、支え合い活動の支援や情報提供を行います。季刊『Adarain（あだらいん）』では、地域づくりのヒントになる情報を発信しています。

②地域課題・資源の把握など

サロン（ふれあいの場）などの地域の通いの場や、生活を支えている様々な取組・サービスを把握し、地域の課題とマッチングすることにより、課題解決に取り組めます。



③多様な主体によるサービスの検討・整備の支援

ボランティアによるごみ出しや買い物支援などの生活支援、交流や運動を目的としたサロン、週イチ倶楽部、いきいき百歳体操などの地域の通いの場など、多様な主体による支え合い活動の整備のため、仕組みづくりや運営などの支援を行います。

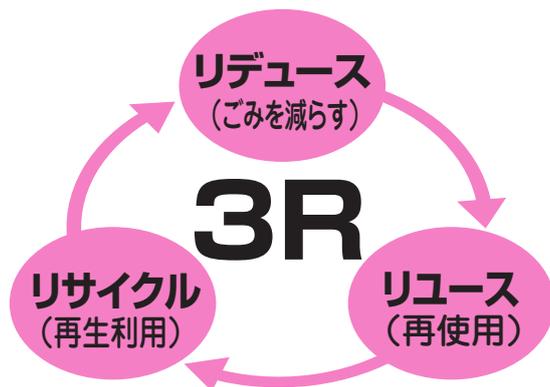
生活支援コーディネーターのお問い合わせ先

| 担当地域 | 担当課の名称 | 電話番号 |
|------|---------------|---------|
| 一関市内 | 一関市役所本庁 長寿社会課 | 21-8370 |
| 平泉町内 | 平泉町保健センター | 46-5571 |

ごみが少ない地域を目指して

一関市・平泉町のごみは、一関清掃センターと大東清掃センターで処理をしています。その量は、年間1人当たり約300キログラム。処理費用にすると、年間1人当たり約14,700円かかっています。

お金をかけて処理をしているごみも、もとをたどれば資源です。限られた資源を有効利用するため、3R(スリーアール)を実践していきましょう。



ごみと資源の分別

「ごみ分別アプリ」を使って

家庭から出されるごみの分別方法を、スマートフォンやタブレットで手軽に確認できるアプリです。ごみ収集カレンダーやごみ分別辞典、よくある質問など、迷ったときに素早く検索できます。

日本語版と英語版を配信しています。



| 日本語版 | | 英語版 (English Version) | |
|------|---------|-----------------------|-----|
| | | | |
| | Android | | iOS |

「ごみの分け方・出し方テキスト」や「ごみの分け方・出し方 改訂ダイジェスト版」を使って



ごみの分け方・出し方テキスト



ごみの分け方・出し方改訂ダイジェスト版

家庭から出されるごみの分別は、全戸配布している「ごみの分け方・出し方テキスト」や平成30年12月に改訂した「ごみの分け方・出し方 改訂ダイジェスト版」をご活用ください。

「テキスト」や「改訂ダイジェスト版」を紛失した場合は、下記の場所でお受け取りできます。

- ・一関市役所本庁生活環境課、各支所市民課
- ・平泉町役場町民福祉課

テキストや改訂ダイジェスト版を見ても判断に迷う場合は、各清掃センターへお問い合わせください。

ごみ集積所への出し方

収集日当日の午前8時30分までに、指定のごみ集積所へ



「プラスチック製容器包装」で出せるものは、マークがあり、汚れていないもの。

在宅医療廃棄物は、マークがあっても「燃やすごみ」へ！

1袋当たりの重さは、10キログラムまで



ごみは、指定ごみ袋に全体が入り、口を十字に縛って出せる大きさのもの。



清掃センターによって、分別方法が異なるごみ

| | 一関清掃センター | 大東清掃センター |
|-------------------|------------------|---|
| 発泡スチロール | 「発泡スチロール」へ | 「プラスチック製容器包装」へ |
| 食品用トレイ (白・色付き) | 「発泡スチロール」へ | 白トレイは「白トレイ」へ 色付きトレイは 「プラスチック製容器包装」へ |
| スプレー缶 | 「缶」へ 汚れやさびがあっても可 | 「燃やせないごみ」へ |
| 使い捨てライター | 「燃やすごみ」へ | 「燃やせないごみ」へ |

※販売店で白トレイや食品用トレイを回収している場合は、販売店の回収箱を利用してください。

※スプレー缶（カセットコンロ用ボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤など）は、容器に記載された取扱方法により中身を空にし、必ず穴を開けて出してください。

※使い捨てライターは、ガスを使い切って出してください。

※「収集しません」の黄色いシールが貼られて回収されなかったごみは、シールの内容を確認し、出し直してください。出し直すときはシールをはがしてください。（シールが貼られたままのごみは回収しません。）

※ごみ袋の中身が全く見えないように内袋を使用したり、広告や新聞紙などで覆って出すことはしないでください。

※指定ごみ袋以外は使用できません。

清掃センター担当区域

一関市のうち一関・花泉地域、平泉町

一関清掃センター ☎21-2157

一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

大東清掃センター ☎75-3149

紙類の出し方

紙袋や紙箱に入れて出すもの

台紙・画用紙、紙袋、封筒・はがき、カレンダー、メモ用紙・OA紙、包装紙、ビール・ジュースの6本パックなどの紙ケース、紙の芯、紙箱

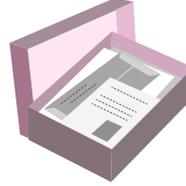
【袋に入れて出す場合】

- ・中身が散乱しないよう、ホッチキスや紙テープで口を止めてください。
- ・紙袋の取っ手が紙以外の素材の場合、取っ手は外してください。
- ・紙ひもで縛る必要はありません。



【紙箱に入れて出す場合】

- ・中身が散乱しないよう、ふたをして紙テープで止めてください。
- ・紙ひもで縛る必要はありません。
- ・ダンボールの箱は使用しないでください。



【雑誌にはさんで出す場合】

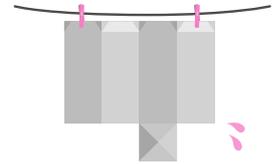
- ・雑誌にはさみ、紙ひもで縛ってください。
- ・封筒に入れてから、はさんで出すの也可



白色の紙ひもで縛って出すもの

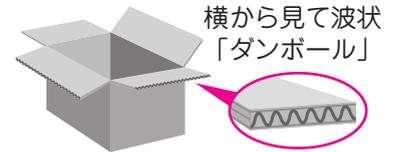
- ・新聞紙（折り込みチラシも含む）
 - ・飲料用紙パック（牛乳、酒、ジュース用）
- ※すすいでパックを開き、乾かしてから出す。

また、内部がビニールのもやアルミコーティングしてあるものは「燃やすごみ」に分別



紙ひも（何色でも良い）で縛って出すもの

- ・雑誌（厚紙、ティッシュ箱、カタログ、パンフレット、包装紙、新聞折込以外のチラシも含む）
- ※小さい紙は、封筒などに入れて雑誌にはさんで出すの也可
- ・ダンボール
- ※箱を開くか折りたたんで重ね、おおむね縦横1m以下にして出す。



清掃センターで処理できないごみ

次のごみは、清掃センターでは収集や処理ができません。直接、専門業者または取扱店にお問い合わせください。

お問い合わせ先がご不明な場合は、清掃センターまでご連絡ください。

| | |
|-----------------|--|
| 爆発や火災発生の危険があるごみ | ガスボンベ、塗料、消火器、ガソリン、灯油、火薬、廃油、シンナーなど |
| 有害性のごみ | バッテリー、農薬、劇薬、毒物、注射針、点滴針など |
| 焼却、破碎ができないごみ | 鋼材（鉄板、鉄骨、コイル、銅線など） 自動車部品（マフラー、油圧ジャッキ、サスペンションなど） 鉄塊類、コンクリートブロック、ワイヤー、ドラム缶など スプリング入りベッドマット・ソファ、石、石こうボード、断熱材など |
| 農業用資材・機材ごみ | 農業用資材・機材（農業用ビニール、作業用機械、苗箱、肥料袋など） ※一関市役所本庁・各支所、平泉町役場の農政担当課、または農協各店にお問い合わせください。 |
| 家電リサイクル法の対象機器 | エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 |

清掃センターへのごみの持ち込みについて

収集日にごみ集積所にごみを出せない場合や、一度に大量のごみを出したい場合は、担当の清掃センターに持ち込んでください。自分で持ち込めない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。(許可業者の一覧は 17 ページ)

(1) 搬入場所・受付時間

| | | |
|---------|------------------------------------|--|
| 地 域 | 一関市のうち一関・花泉地域、平泉町 | 一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域 |
| 担 当 | 一関清掃センター | 大東清掃センター |
| 受付時間 | 平 日 (月曜日～金曜日) | 午前8時30分～午前11時45分 午後1時～午後4時30分 |
| | 平日以外 | 土曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午前11時30分 |
| 受入できない日 | 土曜日午後・日曜日・祝日・ 年末年始(12月29日～1月3日) | 土曜日・ 日曜日(第3日曜日を除く)・祝日・ 年末年始(12月29日～1月3日) |

(2) 搬入方法・手続き

事前の予約は不要ですので、受付時間内に直接お越しください。

搬入の前に、申請手続き(住所、氏名、車両ナンバーなどを記入)をしてください。

ごみを種類ごとに降ろすため、「テキスト」や「改訂ダイジェスト版」に従って事前に分別をお願いします。

長いものは、各清掃センターの処理方法の違いにより、受け入れられる長さが異なります。

一関清掃センター … (2メートル以下)

大東清掃センター … (1メートル以下)

車のタイヤ・ホイールの持ち込みは、普通乗用車以下の大きさのものに限ります。

持ち込みの場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

(3) ごみ処理手数料

| 家庭ごみの区分 | 料 金 |
|------------------------|--|
| 燃やすごみ | 50 キログラムまで無料 50 キログラム超から 10 キログラムごとに 102 円 |
| 燃やせないごみ | |
| 資源ごみ | |
| 粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの) | 10 キログラムにつき 154 円 |

使用済み蛍光管の出し方

国の大気汚染防止法改正により、平成30年4月から大気への水銀排出規制が始まりました。

これに対応するため、製品として最も水銀を多く含む「蛍光管」を、平成30年4月から収集カレンダーに蛍光管の日を設けて他のごみと分けて収集しています。

(1) 分別回収の対象となる蛍光管

- ・家庭から出る「直管型」・「円形型」・「U字型」・「らせん型」など、全ての蛍光管が対象です。
- ・割れた蛍光管も対象です。
- ※白熱電球・ハロゲンランプ・LEDランプ・グローランプなどは対象外です。これらは、不燃ごみの日にごみ集積所に出してください。

(2) ごみ集積所への出し方

- ・蛍光管は他のごみと分け、指定ごみ袋に割らずに入れてください。
- ・指定ごみ袋には、購入時の包装ケースに入れるか紙に包んで入れてください。
(指定ごみ袋から蛍光管がはみ出しても問題ありません。)
- ・ごみ集積所には、収集カレンダーの「蛍光管」の収集日(2か月に1回)に出してください。



家電リサイクル法対象機器の処理方法

家電リサイクル法対象機器は、ごみ集積所に出すことも、清掃センターに持ち込むこともできません。分解しても出せません。

次の依頼先にお問い合わせください。

- 家電リサイクル法対象機器…エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ式)、
(家電4品目といわれるもの) 冷蔵庫(ワインセラーを含む)・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

| 依頼先 | 処理方法 | 費用 | 問い合わせ先 |
|-------------|--|-------------------------|---|
| 小売店へ依頼 | 家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店に引き取りを依頼 | 家電リサイクル料金、小売店が定めた収集運搬料金 | 家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店 |
| 収集運搬許可業者へ依頼 | 収集運搬許可業者のうち、家電リサイクル法対象機器取扱い業者へ依頼 | 家電リサイクル料金、収集運搬料金 | 17ページの取扱い収集運搬許可業者へ直接問い合わせ ※許可業者には家電リサイクル券が取扱いできる業者があります。 |
| 指定取引業者へ持ち込み | 郵便局に備え付けている家電リサイクル券に、必要事項を記入し、家電リサイクル料金を振り込む。その後、家電リサイクル券とともに、指定取引業者に直接持ち込む。 | 家電リサイクル料金、振込手数料 | DOWA 通運(株)本社営業所 奥州市水沢佐倉河字中田 69-1 ☎0197-24-5115 |

※家電リサイクル法対象機器の処分は、家電リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を購入していただきます。購入には、対象機器のメーカー・サイズなどの情報が必要です。

使用済み小型家電の回収

家に眠っている携帯電話やデジカメなどはありませんか？

小型家電には、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属（資源としての価値ある金属）が多く含まれています。一関地区広域行政組合では、一関市・平泉町の公共施設に設置している「使用済み小型家電回収ボックス」で回収しています。

(1) 対象となる小型家電

横40cm×縦10cm×奥行30cm未満のご家庭で不用になった小型家電

| | | |
|-----------------|---|--------|
| 電話機、ファクシミリ、ラジオ | デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ | |
| 携帯電話、公衆用 PHS 端末 | ノートパソコン（タブレット型を含む） | |
| カーナビ・カーオーディオ | カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーオーディオ、カースピーカー、VICS ユニット、ETC 車載ユニット | |
| テレビチューナー | 地上デジタルチューナー、CS デジタルチューナー、その他チューナー、ケーブルテレビ用 STB | |
| 録画・再生装置 | DVD レコーダ / プレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ / プレーヤ、HDD レコーダ、ビデオテープレコーダ / プレーヤ | |
| 音響機器 | テープレコーダ、CD プレーヤ、MD レコーダ / プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、IC レコーダ、補聴器、ヘッドホン、イヤホン | |
| 補助記憶装置 | ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード | |
| 事務用電気機械器具 | ワープロ、電卓、電子辞書 | 電子書籍端末 |
| 計量・測定用機械器具 | 電子体重計、体脂肪計、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計 | |
| ゲーム機 | 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ゲームソフト、ミニ電子ゲーム、ゲーム用コントローラ、ハイテク系トレンドトイ | |
| これらの附属品 | リモコン、キーボードユニット、マウス、AC アダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器（携帯電話、パソコン、カメラ等の充電器） | |

※パソコン以外の回収対象品目は、「燃やせないごみ」として集積所に出せます。

△ 出すときの注意点

回収ボックスに入らない大きさのものは、各清掃センターに直接持ち込んでください。

- ・ 個人情報はず必ず消去してください。
- ・ 一度投入した小型家電は返却できません。
- ・ 電池は取り外してください。
- ・ パソコンのうちデスクトップパソコン（モニター含む）は、小型家電回収ボックスに出すことはできません。18 ページ「パソコンの処分方法」を参照して処理をしてください。

回収方法は次ページへ続きます☞

(2) 小型家電回収ボックスの設置場所

| 構成市町 | 設置場所 |
|-------|---|
| 一 関 市 | 一関市役所本庁・各支所、各市民センター、 一関図書館、一関市総合体育館ユードーム、 一関・大東清掃センター |
| 平 泉 町 | 平泉町役場、平泉町立図書館、平泉町公民館 |

※利用時間は、各公共施設の開館時間と同じです。



一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

一関地区広域行政組合では、次の業者に**家庭から出た**一般廃棄物の収集を許可しています。

収集の依頼は、下記の連絡先へお願いします。

家電リサイクル法対象機器の収集は、下記業者のうち家電4品目「収集可」の業者に依頼できます。

また、家電リサイクル券取扱者は、収集のほかに家電リサイクル券の購入を依頼することができます。

| 許可業者名 | 所在地 | 電話番号 | 家電4品目 | 備考 |
|-----------------|-------------------|--------------|-------|-------------------------------|
| (株)一般公害集配センター | 一関市萩荘字上本郷149-7 | 38-2355 | 収集可 | 家電リサイクル券取扱者 |
| (株)一関環境保全センター | 一関市滝沢字九鬼138-1 | 26-5314 | 収集可 | 家電リサイクル券取扱者 |
| (有)県南クリーン | 一関市赤荻字中條97-1 | 25-2449 | | |
| 新生ビル管理(株) | 一関市三関字仲田21-1 | 21-3222 | 収集可 | 家電リサイクル券取扱者 |
| (有)セレクトクリーン | 一関市狐禅寺字手負沢49番地 | 23-0366 | 収集可 | |
| クリーンセンター花泉(有) | 一関市花泉町日形字日形山2-1 | 82-5393 | | |
| (有)花泉環境サービス | 一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4 | 82-4085 | 収集可 | 家電リサイクル券取扱者 |
| (有)東磐クリーンサービス | 一関市大東町大原字萱140-11 | 77-2108 | | |
| (有)東磐収集社 | 一関市千厩町奥玉字林ノ沢16 | 56-2556 | 収集可 | |
| ニッコー・ファインメック(株) | 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6 | 56-2601 | | |
| 千田古物商 | 一関市千厩町千厩字梅田46-3 | 53-2456 | | 一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域のみ収集 |
| (有)東部産業 | 一関市東山町長坂字中倉157 | 35-3451 | 収集可 | |
| (有)小山重機 | 一関市川崎町薄衣字如来地5-5 | 43-3318 | | |
| (有)バイオ・グリーン | 一関市藤沢町大籠字天ノ穴39-1 | 61-3602 | | 木くずのみ収集 |
| (有)グリーン総業 | 一関市藤沢町大籠字天ノ穴38 | 62-2412 | | 木くずのみ収集 |
| (有)平泉清掃社 | 平泉町平泉字樋渡12-2 | 46-5370 | | |
| (有)平泉衛生社 | 平泉町平泉字西郷59 | 46-3934 | | 平泉町のみ収集 |
| (株)オイラー | 奥州市水沢東大通り3-7-15 | 0197-25-7315 | 収集可 | |
| 熊谷 俊成 | 宮城県気仙沼市久保171 | 0226-55-2709 | 収集可 | |
| 若清テクノ(株) | 宮城県栗原市若柳字川南子々松166 | 0228-32-5355 | | 一関市のみ収集 |

※許可業者は令和3年3月1日現在の情報です。

パソコンの処分方法（資源有効利用促進法対象機器）

パソコンは、小型家電回収ボックスでの回収（ノートパソコンのみ）、清掃センターへの持ち込み（すべての種類のパソコン）、またはパソコンメーカーに処理依頼することにより処分することができます。処分に出す前に、必ず中に入っているデータを消去してください。

パソコンは、資源有効利用促進法によって、部品や有用金属などの適正な再利用が義務付けられているため、**ごみ集積所に出すことができません。**

パソコンメーカーに依頼する方法

① パソコンメーカーに引き取りの申し込みをする。

- ・  マークがない製品 → パソコンメーカーから送付される振込用紙で回収再資源化料金を払い②へ
- ・  マークがある製品 → ②へ

② パソコンメーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されるので、パソコンを簡易包装し伝票を貼り付ける。

③ 最寄りの郵便局に持ち込みまたは集荷の依頼をする。

問い合わせ先

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

<https://www.pc.3r.jp>

再生品の抽選販売

一関清掃センターでは、ごみとして搬入された家具や自転車を修理し、再生品として抽選販売しています。抽選販売は、年5回（6・8・10・12・2月）行っており、詳しくは、一関市と平泉町の広報等でお知らせします。

| | |
|-------|---|
| 展示場所 | 一関清掃センター リサイクルプラザ 1階エントランスホール・3階再生工房室前 |
| 対象 | 一関市または平泉町にお住まいの（住所のある）小学生以上の方で、各自運搬ができる方 （当選された場合は、引取期間内に引き取りをお願いしています。） |
| 申込方法等 | ① 直接、リサイクルプラザで申し込みをお願いします。 （電話での申し込みはできません。） ② 1人2点まで申し込みできます。 （同じ商品を2回申し込みすることはできません。） ③ 抽選結果は、当選者にのみ、電話連絡します。 |

| 販売品目 | 価格 |
|-----------------|---------------|
| 家具 （たんす、机など） | 500～10,000円程度 |
| 自転車 | 大人用 2,000円 |
| | 子供用 1,000円 |
| 食器 | 100～3,000円程度 |
| おもちゃ | |
| その他 | |



し尿のくみ取り

くみ取りの依頼は、次の各地域の担当業者へ申し込みください。年末年始、大型連休、お盆などの前は、依頼が集中しますので、お早めにご連絡をお願いします。

| 地 域 | | 担当業者 | 電話番号 | |
|------------------------------|-----------------------------------|----------------|----------------|--|
| 一 関 市 | 一関地域（一関、中里、真滝、 巖美、舞川、弥栄地区） | (有)一関衛生事業協会 | 23-4408 | 土曜日、日曜日、 休日、年末年始 (12月29日～ 1月3日)は、 休業です。 休日の連絡は、 一関市役所本庁・ 各支所、平泉町 役場にお願いま す。 |
| | 一関地域（山目、萩荘地区） | (有)青葉衛生 | 23-4054 | |
| | 花泉地域 | (有)花泉衛生社 | 82-2358 | |
| | | クリーンセンター花泉(有) | 82-5393 | |
| | 大東地域、千厩地域（磐清水地 区に限る）、川崎地域、藤沢地域 | (有)東磐清掃事業協会 | 53-2255 | |
| 千厩地域（磐清水地区を除く）、 東山地域、室根地域 | (有)東磐浄化そうセンター | 52-2447 | | |
| 平 泉 町 | | 公德社 | 46-4235 | |
| | | (有)平泉衛生社 | 46-3934 | |

し尿くみ取り料金（令和元年10月改定）

| | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 1回のくみ取り量が200リットルまでの料金 | 1,540 円 （税込） |
| 1回のくみ取り量が200リットルを超えた場合の10リットル当たりの料金 | 77 円 （税込） |

火葬場の利用について

| | |
|------|--|
| 開館時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 閉館日 | 1月1日・友引の日 |
| 申込方法 | 斎苑に直接電話するか、葬祭業者を通じて予約してください。 予約の受付時間は、午前7時から午後9時まで（年中無休）です。 （ただし、小動物の火葬予約は、斎苑の開館時間内に限ります。） |

ペットなど小動物の火葬

ペットなど小動物の収骨を含めた火葬を希望される場合は、各斎苑を利用してください。
一関・大東清掃センターでもペットなどの小動物の死体を持ち込みで受け入れていますが、扱いは家庭から収集したごみと同様になります。

| | | |
|----------------|---|----------|
| 利用手順 | ①利用したい斎苑へ電話で予約をする（受付時間は開館時間内）。 ②火葬の当日、ペットなどの死体を木製の箱または段ボール箱に入れて持ち込む。 ③斎苑の窓口で「斎苑利用許可申請書」を記入する。 | |
| 料 金 (1匹あたり) | 一関市または平泉町に住所がある方 | 5,000 円 |
| | 上記以外の方 | 10,000 円 |

お問い合わせ先

各種ご相談・ご連絡などは、下記の連絡先までお問い合わせください。

| 分野 | 名称 | 主な業務 | 所在地 | ☎ 電話番号 📠 ファックス番号 |
|---------|----------------------|---------------------------|--|--------------------------------------|
| 総務 | 総務管理課 | 組合全体の統括 | 〒 021-8501 一関市竹山町 7-2 | ☎ 21-2111 📠 31-3224 |
| 介護保険 | 介護保険課 | 介護保険料 介護認定審査 介護給付など | ○総務管理課・介護保険課 (一関市役所敷地 現業棟 2 階) | ☎ 31-3223 📠 31-3224 |
| | 一関西部地域包括 支援センター | 介護予防 総合相談など | ○一関西部地域包括支援センター (一関市役所 1 階) | ☎ 21-8618 📠 31-8344 |
| | 一関東部地域包括 支援センター | | 〒 029-0803 一関市千厩町千厩字北方 174 (一関市役所千厩支所 1 階) | ☎ 51-3040 📠 51-3044 |
| ごみ・し尿処理 | 一関清掃センター | ごみ処理 し尿処理 | 〒 029-0131 一関市狐禅寺字草ヶ沢 36-41 | ☎ 21-2157 📠 21-2158 |
| | 一関清掃センター リサイクルプラザ | 資源物処理 再生品抽選販売など | | |
| | 大東清掃センター | ごみ処理 | 〒 029-0523 一関市大東町摺沢字南長者 101-1 | ☎ 75-3149 📠 75-2833 |
| | 川崎清掃センター | し尿処理 | 〒 029-0202 一関市川崎町薄衣字石船渡 133 | ☎ 43-2344 📠 43-2890 |
| | 舞川清掃センター | 最終処分 | 〒 021-0221 一関市舞川字河岸 101-2 | (一関清掃センター) ☎ 21-2157 📠 21-2158 |
| | 花泉清掃センター | | 〒 029-3102 一関市花泉町金沢字滝ノ沢 40-4 | |
| | 東山清掃センター | | 〒 029-0303 一関市東山町松川字吉兆所 52-1 | (大東清掃センター) ☎ 75-3149 📠 75-2833 |
| 火葬場 | 釣山斎苑 | 火葬 (指定管理) | 〒 021-0874 一関市字釣山 30-1 | ☎ 21-2159 |
| | 千厩斎苑 | | 〒 029-0803 一関市千厩町千厩字東小田 334-2 | ☎ 52-2426 |

※この組合広報紙は、特に記載がない限り令和3年3月1日現在の情報で作成しています。

【編集・発行】

一関地区広域行政組合 総務管理課

【印刷】

株式会社一関プリント社

一関市青葉一丁目 7-24 TEL 23-4586

随時更新中です！



一関地区広域行政組合ホームページ

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>